

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
1	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-1)	設置許可時の議論を踏まえ、7項目の保安規定条文への反映に係る基本的な考え方について、資料上で明確にし、説明すること。 (第2条「基本姿勢」として反映したことに対する基本的な考え方。「基本姿勢」と安全文化醸成活動、品質方針との関係。KKのみならず他サイトの保安規定へ展開した理由等、を含む。)	資料②-1 スライド1	・安全文化醸成に関わる事項としての考えを具体的に記載した。具体的には、安全文化の観点から第2条に反映すること、基本姿勢として要約したこと、継続するために品質保証活動とし第3条に紐づけることを記載した。 ・また、基本姿勢は社としての共通の姿勢と考え、3発電所に展開したことを記載した。	済
					資料②-1 スライド6	保安規定に定める基本方針、品質方針、安全文化の方針等の関係を整理し、基本姿勢と品質方針の関係を明確にして記載した。	済
2	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.1の福島第一の覚悟と実績について、実績は条文にするのは難しいので資料で明確にして説明すること。	資料②-2 p2	福島第一の取組実績は、説明資料に反映することとし、代表例(汚染水対策、プール内燃料の取り出し、燃料デブリ取り出し)を追記した。	済
3	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明に当たっては、改革プランと監視室、外部レビューなどの役割と関連性、QMSの監査も含めて整理した上で説明すること。	資料②-2 p5	当社の監視を中心とした社内組織として、内部監査室、原子力安全監視室、原子力改革特別タスクフォースの関係を図に整理した。また、WANO等の社外組織も含め、主な役割と組織との相関関係図として記載した。	済
4	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	資料②-2 No.6の組織改編に係る説明について、当該記載だと誤解を招く記載となっているため記載を適正化すること。	資料②-2 p8	No6の記載は、社長の責任について明記することが目的であり、組織改編に係る説明は誤解を招くことから記載を削除した。	済
5	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明内容において、マネレビにおいて未達や不十分だった場合、どのような対応を取るのか、全体的にPDCAのAの記載に乏しいことから、記載を充実化すること。	資料②-2 p2~9	No1~No7の各項目の”主要な取組と具体的な業務内容”において追記を図った。追記した内容は、各要素に応じて、PDCAを回すものについて、実施する内容に対し、どのような場合に改善策を講じるのかを記載した。	済
6	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.4リスクに係る取り組みの説明において、ハザードのインプット、すなわち新しい知見への対処については記載されていないので、実施するのであればその旨記載すること。	資料②-2 p6	新しい知見をリスクとして管理するため国内外の情報収集を行い、設計基準への影響をもとに検討のインプットにしていることから、その旨を記載した。	済
7							
8							